

「日本写真学会誌」における著作権の取扱いについて

(社)日本写真学会編集委員会
平成 13年 12月 19日 制定
平成 22年 2月 17日 施行

1. 本規定は、『日本写真学会誌（以下、本誌という）』に掲載された原稿の著作権についての取り扱いを定める。
2. (社)日本写真学会(以下、当会という)は、本誌に掲載される全論文および記事の著作権委譲を著作者に求める。
 - 2-2 委譲が得られないものは掲載しない。
3. 著作権委譲は、規定書式により作成した契約書への全著作権者の自署により行う。本書面は編集委員長が保管する。
 - 3-2 著作権委譲の文化庁への登録は、必要が生じたときにのみ行なう。
4. 当会は、著作権の譲渡をうけた著作の、印刷、複製、放映、Web 掲載等の、独占的な頒布公表権を保有する。
 - 4-2 頒布公表法については、印刷や放送等の既存メディアだけでなく、今後開発されるあらゆるメディアを含む。
5. 著作者は、当会への著作権委譲後も次の権利を留保する。
 - ① 著作者人格権等の著作権法に規定された権利。
 - ② 本著作の内容を含む書籍を出版する権利。
 - ③ 本著作の内容を含む特許取得および製品製造に利用する権利。
 - ④ 著作者が属する組織内(学内、社内など)で配布する権利、および組織内で限定的にアクセス可能な電子メディアへ掲載する権利。この場合、原著作物からの改変を行わず、複製物には本誌名と掲載の巻、号、ページおよび発行年を明記します。

著作者が属する組織外(学外、社外など)に本著作を複製配布する場合、および組織外から自由にアクセス可能な電子メディアに掲載する場合には、無償であっても当会との協議をします。

一般の複写については本誌に掲載の「複写をされる方に」によります。
 - ⑤ 本著作の日本写真学会誌における印刷公表後に、本著作に使用した図、表、写真等の素材データを、著作者の以後の研究論文、解説などの著作に、使用する権利。
 - ⑥ 講演発表や放送などにおいての説明のために、本著作を部分的に複製、表示する権利。
6. 著作者と当会との間で著作権に関する協議の必要が生じた場合は、編集委員長あるいはその代理人と著作者との間で協議を行ない、編集委員会で決定する。
7. 本規定の施行日は、日本写真学会編集委員会において決定する。
8. 本規定の改廃は、日本写真学会編集委員会において行なう。